

みんなで築こう、人権の世紀

主な内容：人権擁護について

「人権の世紀」と言われる21世紀に入り、人権の尊重が平和の基盤であるという共通認識のもと、国際社会全体で人権問題に取り組もうとする機運が高まってきています。しかし、一方で、物質的な豊かさのみを追い求め、真の心の豊かさが大切にされていない風潮や、他人への思いやりや慈しみの心が薄れ、自己の権利のみを一方向的に主張する傾向が見受けられます。

すべての人の人権が共存する「人権の世紀」の構築に向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) 「HUMAN RIGHTS（人権）」の意味について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・国際条約や日本の法律などには、どのように規定されているのかを調べてみましょう。
- ・自分の言葉で、「HUMAN RIGHTS（人権）」を説明してみましょう。

(2) 人権擁護にかかわる機関や制度、取組について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・法務省人権擁護局などの機関や人権を擁護する制度、取組を調べてみましょう。
- ・自分や身近な人の人権を擁護するためには、何が大切なのかを話し合ってみましょう。

●活動課題

(1) 人権擁護委員など、地域で人権擁護や人権相談に取り組んでいる人を訪問してみましょう。

【ポイント】

- ・人権擁護や人権相談に取り組んでいる人の思いや願いを聞いてみましょう。
- ・友人から相談を受けた場合の対応など、「相談」に関する基本的な態度や技能を身に付けましょう。

(2) 医療関係者やマスメディア関係者など、人権にかかわりの深い職業に従事する人にインタビューしてみましょう。

【ポイント】

- ・仕事内容と人権とのかかわりについて聞いてみましょう。
- ・自分が将来就きたい職業について、仕事内容と人権とのかかわりを考えてみましょう。

●ケーススタディ

世界人権宣言の条文を調べ、各条項に定める権利などのイメージを絵やイラストで表現してみましょう。

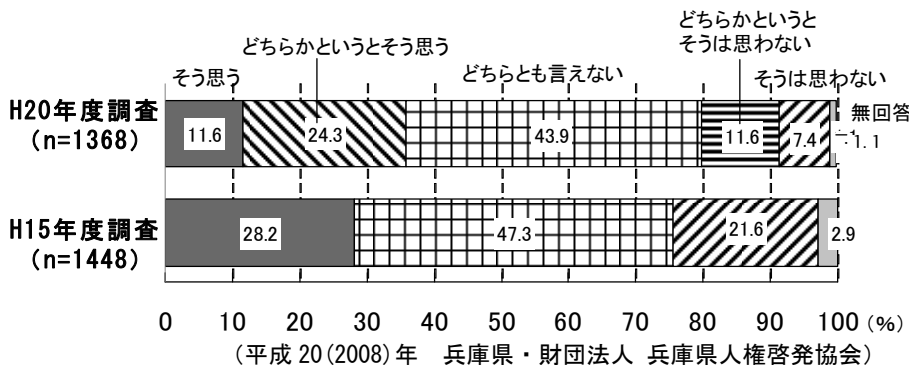
条	内 容（要約）	条	内 容（要約）
第1条	平等権	第16条	婚姻し家族を持つ権利
第2条	差別からの自由	第17条	財産を所有する権利
第3条	生命、自由、人間の安全保障の権利	第18条	思想と宗教の自由
第4条	奴隷からの自由	第19条	意見と情報の権利
第5条	拷問及び品位を傷つける扱いからの自由	第20条	平和的な集会と結社の自由
第6条	法の下で人として認められる権利	第21条	政治と自由な選挙に参加する権利
第7条	法の前での平等の権利	第22条	社会保障を受ける権利
第8条	権限を有する裁判所により救済される権利	第23条	望ましい仕事を、労働組合に加入する権利
第9条	恣意的な逮捕や追放からの自由	第24条	休暇と余暇を得る権利
第10条	公正な公開審理を受ける権利	第25条	十分な生活水準を保持する権利
第11条	有罪が立証されるまで無罪と推定される権利	第26条	教育を受ける権利
第12条	プライバシー、家族、家庭及び通信への干渉からの自由	第27条	社会の文化的生活に参加する権利
第13条	国内外における居住の自由の権利	第28条	世界人権宣言を実現させる社会秩序への権利
第14条	迫害からの庇護を他国に求める権利	第29条	自由で完全な発展に不可欠な社会への義務
第15条	国籍を得、あるいは変更する権利	第30条	上述の諸権利に対する国家ないし個人の干渉からの自由

(世界人権宣言 要約)

●人権に関する県民意識調査

県民一人ひとりの人権意識は5～6年前に比べて高くなっている。

(※H15：3肢選択、H20：5肢選択)



キーワード解説

▼ 人権文化をすすめる県民運動

兵庫県では、一人一人が、お互いの人権の尊重を感性としてはぐみ、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動として表すことが文化として定着している社会をめざして、推進強調月間を8月と定めて、県民運動を展開している。

▼ 世界人権宣言 [昭和23(1948)年]

国際連合総会で、基本的人権を確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として採択された。世界人権宣言は、国際人権規約をはじめ国際連合が中心となって作成した人権の保障に関する多くの条約の中で再確認され、引用され、言及されている。

また、国際連合では、世界人権宣言が採択された12月10日は「Human Rights Day(人権デー)」と定められている。日本では、12月4日から12月10日を「人権週間」と定め、法務省および全国人権擁護委員連合会が、関係機関などの協力を得て、人権意識の普及高揚を図っている。

●人権を侵害されたら (人権侵害の被害を受けた方へ)

人権侵害とは？

差別的取扱い、暴行・虐待、いじめ、いやがらせ、プライバシー侵害、セクシュアルハラスメント...などいろいろな人権侵害があります。

法律に違反した行為に限らず、憲法や人権に関する条約、世界人権宣言などに反するような行為であれば、人権侵害といえます。公務員による職務執行に伴う人権侵害もあれば、私人間での人権侵害もあります。

被害の申告をしてください
迅速に対応します。

申告先は、全国にある法務局・地方法務局及びその支局に設置している人権相談の窓口です。例外的な場合を除き、速やかに救済手続を始めます。

法務局・地方法務局が講じる救済

援助・・・被害の救済・予防のための法律上の助言や、関係する機関への紹介などをします。
調整・・・相手方との話し合いを仲介します。
要請・・・被害の救済のために実効的な対応をすることができる者に対し、必要な措置を執るよう求めます。
説示・・・相手方に対し、人権侵害をやめるよう注意します。
勧告・・・人権侵害の事実を摘示し、文書で必要な勧告をします。
通告・・・関係行政機関に対し、適切な措置を執るよう求めます。

救済手続終了後は、処理結果を通知し、その後の状況を見守りながらアフターケアをします。

被害救済の流れ

被害の申告
↓
法務局・地方法務局及びその支局

調査
↓
侵害事実を認定

救済のための措置
↓
処理結果通知

(法務省HPから)

人権を侵害されたら・・・
被害の申告をください

●関係機関等

- (1) 法務省 人権擁護局
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>
- (2) 神戸地方法務局
<http://houmukyoku.moj.go.jp/kobe/frame.html>
- (3) 財団法人 人権教育啓発推進センター
<http://www.jinken.or.jp/>
- (4) 財団法人 兵庫県人権啓発協会
<http://www.hyogo-jinken.or.jp/>

▼ 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 [平成9(1997)年]

「人権教育のための国連10年」[平成7(1995)年～平成16(2004)年]を受けて、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を目標にして策定された。

この中で、人権にかかわりの深い職業として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者が示された。

▼ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 [平成12(2000)年]

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申などを踏まえて、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにした。この法律に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成14(2002)年に閣議決定された。